エネルギー・環境会議（第１７回） 議事録

－－－

（前原国家戦略担当大臣）

本日は御多忙の中、御参集いただき、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより第17回「エネルギー・環境会議」を開催いたします。

本日は、党よりエネルギー・環境調査会の直嶋顧問に御出席をいただいております。

では、初めに官房長官から御発言をいただきたいと思います。

（藤村内閣官房長官）

このエネルギー・環境会議では、去る9月14日に革新的エネルギー・環境戦略を決定したところでした。原発に依存しない社会の一日も早い実現など、本戦略に示されている政策を具体化、実施していく必要があります。このため、10月19日に本会議においては、関係各府省の役割分担、工程管理など、本戦略の具体的な進め方を決定いたしました。

今日は、本年末までに、この12月末までに取りまとめることとしていますが、グリーン政策大綱、原子力人材・技術の維持・強化策、さらに原子力委員会の見直しなどを中心に、作業の進捗状況について御説明をいただいて、御議論をいただきたいと考えます。

衆議院は解散されていますが、政府においては切れ目のない形で行政を着実に遂行していく必要があります。各閣僚におかれましては、今後とも関係各府省が密接に連携をし、政府一体となって戦略の実施に取り組んでいけるよう、活発な御論議をお願いいたします。

以上でございます。

（前原国家戦略担当大臣）

ありがとうございました。

メディア関係者は、ここで御退席をお願いします。

（報道関係者退室）

（前原国家戦略担当大臣）

早速、議事に入りたいと思います。

先般のエネルギー・環境会議において、エネルギー・環境戦略の実施に向けて、政策責任府省の役割を明確化し、それぞれが、どこで、いつまでに、どのような目標を持って遂行していくかについて、関係閣僚の間で認識を共有したところです。

本日は、年末までに取りまとめるとされるグリーン政策大綱及び原子力人材・技術の維持・強化策のほか、新たな原子力政策の確立に向けた基盤となる原子力委員会の見直しを中心に、その後の進捗状況を確認したいと思います。

関係閣僚におかれましては、活発な議論をよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず革新的エネルギー・環境戦略の進捗状況及び原子力委員会の見直しについて、国家戦略室の加藤審議官から説明をお願いします。

（内閣官房）

資料１をご覧ください。

１枚おめくりいただきまして、冒頭に「検討項目ごとの進捗状況等について」というページがございます。

左側に「検討項目」というものがございまして、これが９月に策定をされました革新的エネルギー・環境戦略の中で、検討すべきと定められている項目でございます。

それにつきまして、その次の欄に、これは前回のエネルギー・環境会議の中で、主たる取りまとめ府省、責任の所在を明らかにした上で、担当のそれぞれの省が中心になりまして、このエネルギー・環境戦略を進めるということになりました。

そして、その進捗状況が右の欄に記載されてございます。例えば核燃料サイクルで、これにつきまして、特に２項目記載してございますが、これは自治体等の相手方、あるいは検討の場を具体的に設けて検討を進めるようにと定められているものにつきまして記載をしているものでございます。

例えばもんじゅの研究計画でございますけれども、京都大学の山名先生を主査といたします、もんじゅ研究計画作業部会というものを 10 月 29 日から開始をして、廃棄物の減容化等につきます作業計画について､具体の作業に着手をしているということでございます。

その下にございますが、昨日になりますが、枝野大臣から関係自治体に対しまして参加要請文を送付して、使用済燃料の中間貯蔵、最終処分場関係等に関します自治体との協議の場の設置、これに向けて歩みを進めていくということでございます。

同様にしまして、人材、国際社会との連携等々、記載をされてございます。

このうち、本日におきましては、特にいろいろな検討の場を設けているもの等につきまして、別紙の形でさらに御説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料２「原子力委員会見直しについて」でございます。

１枚おめくりいただきまして、有識者会議を組成いたしまして、この場で原子力委員会のあり方について、今、検討してございます。

構成員は、左側に委員のリストがございますとおり、さまざまな行政の専門の先生、あるいは安全保障、核不拡散の先生方、NPO の方々、そういう方々に御参集いただきまして、これまで４回にわたり議論を進めてまいりました。

２ページ、特に原子力委員会の機能として、この一番上の左側の四角「平和利用の担保」というものがございまして、ここを基軸に、やはり原子力委員会の機能をどういうふうに考えていくのかを軸とした議論をしてございます。

そして、その下に矢印がございます。環境変化として、まず革新的エネルギー・環境戦略が策定されたということ。

もう一つ、我が国特有の事情と申しますのは、その右側に「論点２」と書いてございます。核燃料サイクルを専ら商業利用のために国内に保持する唯一の国であるということで、

このようなエネルギー・環境戦略が定められたということと、この我が国の事情を踏まえながら、この原子力委員会の機能をどのように考えていくかということをめぐって議論が進められております。

３ページの上で「１．原子力委員会の現状及び評価について」で、若干、いろいろな御意見が噴出しております。通常の審議会の位置づけになってしまったということで、原子力委員会の機能がいわば空洞化をしているのではないかという御指摘もございますし、また、一番最後の４番目の○にございますとおり、原子力委員会と各省との間の体制の役割分担が必ずしも十分に機能していないという御指摘もございます。

こういう現状評価を踏まえて、この原子力委員会の持つ機能の今後のあり方などについて、鋭意、そこに書いてございますような議論が、今、進められているということでございます。

最終ページ、５ページに飛んでいただきまして、委員会の先生方の間では、そのような状況の中で、新しい組織としてどのようなものが必要かということで、例えば一番上の○に、原子力庁という御提案。そして２行目に、原子力規制委員会あるいは規制庁の機能を拡大して、そこに一元化をしたらどうかという御議論。

２つ目の○で、８条委員会。これは現行のスタイルでありますけれども、ただし、権限をさらに付与をし、事務局機能の拡充をすべきであるという御意見。

そして、３つ目の○の３行目でございますけれども、文科省等の既存の府省へ統合したらどうか。あるいは３条機関という形で、より独立性を強化すべきではないかという御議論。

または、官邸直属の組織という形で再編したらいいのではないか。さまざまな御議論がございます。

そして、こうした御議論を踏まえて、下に四角で囲ってございますけれども、核燃料サイクル政策、プルトニウムの問題、バックエンド関係、平和的利用の担保、保証措置など、既に生じている課題について、検討し、結論を出す、こういう原子力委員会が持っている機能というのはやはり必要ではないか。

当該機能を果たすためには、専門的な知識、国際的な信頼、長期的な対応、独立性の確保などの要請がございまして、権限を有するしっかりとした国の機関が必要だということで、次回以降、こうした機関のあり方などにつきまして、さらに議論を進めていくということにしているところでございます。

以上でございます。

（前原国家戦略担当大臣）

次に、原子力人材・技術の維持・強化策について、資源エネルギー庁の髙原長官より御説明をお願いします。

（経済産業省）

資料３－１をご覧いただければと思います。

１ページをめくっていただきますと、エネルギー・環境会議で決定をいたしました革新的エネルギー・環境戦略の中の、人材・技術の維持・強化等に係る記載を書いてございます。御確認を賜ればと思います。

１ページの下のところに「２．原子力産業を支える人材・技術の現状」が書いてございます。

図にさせていただいておりますけれども、例えば左側の「原子力発電のサプライチェーン」で、プラントメーカーは３社でございますけれども、その下にサプライチェーンとして、原子力特有の技術を持つ企業が 400 社以上、あるいは汎用技術により原子力部品を提供している企業、これは多分１万社以上になると思います。

「分野ごとの人材の規模」でございますが、現場で働いておられる方を別にしても８万人ぐらいの非常に大きな規模となります。その内訳として、研究機関、プラントメーカー等々を書かせていただいております。

１ページおめくりいただければと思います。原子力人材・技術に関する主要な課題でございます。（１）の 1F の廃止措置については、遠隔操作、燃料デブリなどについての対応。それから、（２）に書いてございます原子力安全に係る国際貢献における課題。（３）には、問題点という形で書かせていただいておりますが、現場人材の散逸、原子力に関する教育の質・量の低下、あるいは「生きた仕事」がないことによる人材・技術の喪失などを掲げさせていただいております。

最後のページ、３ページで、４．というタイトルになっております取り組み方針でございますが、これも大きく分けて３つです。

（１）で、新たな課題に対する研究開発や人材育成の実施ということで、今、1F の廃止措置に係る研究開発を効率的に進めるための運営組織などを検討いたしております。

（２）で、世界の原子力安全対策の高度化に貢献するために、安全設計要件として国際社会へ提案していくことでございますとか、既設の軽水炉の研究開発支援の取り組みなどを進めるといったことを掲げております。

（３）で、重要電源としての原子力発電を活用するための課題として、①に安全を支える現場人材の維持・強化を挙げています。研修やセミナーの実施でございますとか、立地対策を進めます。②にございますけれども、原子力教育・研究の高度化。それから、③で海外市場を活用した人材の育成・技術力の強化ということを進めていきたいと思っています。

いずれにいたしましても、文科省を初めとする関係省庁とさらに議論を進めたいと思います。

以上でございます。

（前原国家戦略担当大臣）

次に、グリーン政策大綱の骨子につきまして、国家戦略室の清水審議官より説明をしていただきます。

（内閣官房）

グリーン政策大綱（骨子）本体は資料４－１として配付しておりますが、資料４－２の１枚紙のほうで御説明したいと思いますので、ご覧いただければと思います。

まず「基本方針」でありますが、革新的エネルギー・環境戦略を踏まえ、原発依存度を減らし、化石燃料依存度を抑制するため、グリーンエネルギーを最大限引き上げていくこととしております。

次に「政府の役割」を記述しております。目標やビジョンの設定、競争的市場の創造、公共財やプラットホームの整備、初期リスクの管理・補完などを挙げております。

今回の骨子では、グリーンの中でも先導するべき５分野をピックアップいたしました。

まず第１に、供給サイドとして、自然の恵みの最大活用。すなわち太陽光、風力、地熱など、再生可能エネルギーの推進です。

第２に、下のほうで需要サイドとしておりますが、世界最高水準の省エネのさらなる深化を図っていきます。

第３に、真ん中ですが、こうした需要と供給の組み合わせとして、スマートコミュニティー等による需給一体管理を取り上げております。IT 技術と組み合わせながら、さまざまな新規ビジネスの展開も見込める分野であります。

こうした分野を支える技術基盤として、右のほうに、第４に蓄電池、第５にグリーン部素材の分野を取り上げております。

こういった５分野を支える基盤として、一番下に電力システム改革、低炭素ライフスタイル、税制を含めた共通インフラ、海外展開も含めた国際的取り組みを記述しております。

この１枚紙にはあらわれておりませんが、骨子本体の中では先導的５分野について、予算、規制緩和を含め、重点施策をピックアップし、さらに主要施策については数値目標も示しております。

この骨子本体はウエブで公開し、広く意見を求め、改善・充実を図ることとしています。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

（前原国家戦略担当大臣）

それでは、ただいま説明のありました件について、御質問や御意見はございますでしょうか。

文部科学大臣、お願いします。

（田中文部科学大臣）

基本的な原子力政策のことでございますけれども、現在の福島第一原発がどういう状況になっているのかについて、あまり一般に情報がもたらされていないのですが、今、お分かりになる範囲でいかがでしょうか。

（前原国家戦略担当大臣）
どなたか、分かられますか。
それでは、環境大臣お願いします。

（長浜環境大臣）
今、まず最初にやらなければいけないロードマップをつくっておりますけれども、１号機から４号機まであるのですが、４号機の使用済みの核燃料の取り出しというものをまず２年間かかって、それを解消します。それが終わってから、10 年間かけて、今度は使用済み燃料棒の溶けてしまった部分が１号機、２号機にありますので、これをデブリと言っておりますが、これの取り出しを開始する。
それから、最終的に廃炉に持っていく過程には、まだ 30 年ぐらいの年数がかかっていくというロードマップをつくっておりますので、現在の段階では使用済燃料棒を取り出すという作業にかかっているところでございます。

（田中文部科学大臣）
一般の方々が知りたいのは、大気、土壌、それから、特に海洋汚染がどのくらいなのか、政府から言われる数字がどれだけ信憑性があるか、といったことであると思うのですが、それについては、情報をどこかで正式に、状況別に、時系列で発表などはしておられますか。

（長浜環境大臣）
今までモニタリングというのは文科省でやっておられた部分がありますので、それから、それを今度は規制委員会のほうに移してまいりますので、規制委員会のほうではそういう情報は公開をするように聞いております。

（田中文部科学大臣）
ぜひ、していただきたいと思います。ロードマップや、そういう委員会をどこにつくるかという手順はわかるのですが、実際に何が起こっているかという現場のことをやはり国民の皆様や世界に向けても発信しないと。外交官などが、今日もこの後、午後に２つ来られますけれども、どうなっているのだと聞かれたときに、今、そういう準備をやっていますとか、廃炉まで何十年とかと言っても、それは答えにならないので、ぜひ、そういうことをお願いしたいと思います。

（前原国家戦略担当大臣）

それでは、また取りまとめて、ぜひ御説明をいただければありがたく思います。

ほかにございますか。環境大臣、どうぞ。

（長浜環境大臣）

グリーン政策大綱のところで、本文の資料４－１、17ページの（３）の①に書いてありますとおり、グリーンエネルギーを拡大していく上での政府の役割として、目標・ビジョンを見える化し、予見可能性を高める、このことは極めて重要であると思います。

革新的エネルギー・環境戦略において、グリーン政策大綱は、グリーンエネルギー拡大のロードマップと位置づけ、期限を区切った節電、省エネルギーの目標、再生可能エネルギーの導入量、技術開発・普及などの目標と、それを実現するための予算、規制改革などの具体的な手段を盛り込むとしていたはずでございます。

その観点から言いますと、例えば再生可能エネルギーの導入目標は2030年に3,000億kWh以上としているところですが、2020年などの中間年にはどの程度の拡大を目指すのか。また、風力や太陽光などの個別の再生可能エネルギーの導入目標は幾らなのかを明らかにする必要があると考えております。

こうしたブレークダウンされた目標がないと、例えば風力発電拡大のための連系線強化といった対策を進めようとしても、いつまでに、どのくらいの風力発電の導入量に対応して整備をする必要があるのかがわからなくなりますし、また、その対策の進捗状況の評価もできなくなってしまうのではないかと思います。

省エネルギーについても同じであって、日本全体で7,200万klというだけでなくて、どの部門で、どれだけの省エネを目指すのかというのを明らかにすることで各主体が省エネに取り組む目標が設定しやすくなると思います。

年末までを目途に策定するグリーン政策大綱本体では、こうしたブレークダウンをした目標を設定すべく議論を進めていただくことをお願いを申し上げます。

（前原国家戦略担当大臣）

私が、このグリーン政策大綱の骨子の説明を受けたときに、長浜大臣と同じことを申し上げました。最終的には、やはり数値目標、それから達成期限を設け、PDCAサイクルがちゃんと回るようなものにしないと、方向性だけを示して、極めて漠としたものになるということでありますので、どのぐらい、どの年限で、自然・再生可能エネルギーを目指すのか、省エネを目指すのか、どの分野で目指すのか、そういったものをできるだけ取りまとめてもらうように指示をしたところでございます。

ほかにございますか。

それでは、ありがとうございました。

本日御確認いただきました各項目の進捗状況を踏まえまして、今後しっかりとした成案が得られるよう、各閣僚の皆さんにおかれましては引き続き御指導・御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、これをもちまして「エネルギー・環境会議」第 17 回会合を終了させていただきます。

なお、今回配付資料は公開とさせていただきます。会議の内容は後ほど、私から閣議後会見の中でブリーフィングさせていただきます。

ありがとうございました。

（了）